

定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人北海道フロアボール普及プロジェクトと称する。

(主たる事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を北海道紋別郡遠軽町に置く。

(目的)

第3条 この法人は、フロアボール活動の啓蒙普及・振興に資するため、次の事業を行う。

1. フロアボールを通じて青少年の健全育成
2. フロアボール大会の開催
3. フロアボール選手の育成強化、指導者、審判員等の育成支援
4. 各種スポーツ教室及び健康づくり教室の開催
5. 青少年、学生等に対するフロアボールの普及支援
6. 前各号に附帯又は関連する事項

(公告の方法)

第4条 この法人の公告は、電子公告による。但し、電子公告による公告が不可能なときは官報に掲載する。

第2章 社員等

(法人の構成)

第5条 この法人の会員は、正会員および賛助会員とし、正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という）上の社員とする。

(1) 正会員： 当法人の目的に賛同して入会する個人、法人又は団体。社員総会における議決権を有する。

(2) 賛助会員： 当法人の目的に賛同し、当法人の運営に資するために入会する個人、法人又は団体。

(社員の資格取得)

第6条 この法人の社員になろうとする者は、別に定めた入会申込書を代表理事に提出するとともに、定款及び諸規定を遵守、当法人の活動に積極的に参加するものとする。

2 代表理事は、前項の社員申込書の提出があった時は、入会基準に照らし入会の可否を決定、通知しなければならない。

(経費等の負担)

第7条 正会員および賛助会員は、社員総会によって別に定める入会金・年会費を納入しなければならない。

(退会)

第8条 会員は、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 社員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、社員総会の議決によって当該社員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を毀損し、または目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(社員の資格の喪失)

第10条 社員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。
- (2) 社員が成年後見人又は被保佐人となったとき。
- (3) 社員が死亡し、又は解散したとき。
- (4) 1年以上会費を滞納したとき。
- (5) 総社員の同意があったとき。

第3章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会は、全ての社員をもって構成する。

(総会の権能)

第12条 総会は、この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する次の事項を議決する。

1. 定款の変更
2. 他の法人との合併、解散及び残余財産の処分
3. 事業計画及び収支予算の決定並びに変更
4. 役員を選任及び解任、報酬の決定、社員の除名
5. 入会金及び会費の額の決定
6. 長期借入れ金額の決定及び借入限度額の決定、その他の新たな義務の負担及び権利の負担
7. 事務局の組織及び運営
8. その他社員総会に決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とする。定時総会は、毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に一回開催する。

2 臨時社員総会は、必要に応じてその都度開催する。

(召集)

第14条 社員総会は、法令に特別の定めがある場合を除き、代表理事が召集する。

2 代表理事に事故もしくは支障があるときは、あらかじめ定めた順位により他の理事がこれを召集する。

3 社員総会の召集通知は、総会開催日より2週間前までに社員に対して発する。

(議長)

第15条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会において議長を選出する。

(議決権)

第16条 社員総会の議決権の行使は、正会員1名につき1個とする。

(議決権の代理行使)

第17条 やむを得ない理由のため、総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項について書面、又は書面に代わる電磁的方法により議決権を行使、若しくは他の社員を代理人として議決権を委任することができる。

(決議)

第18条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う。

- (1) 社員の除名
- (2) 定款の変更
- (3) 解散
- (4) その他法令で定められた事項

(議事録)

第19条 社員総会の議事録については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した理事がこれに署名又は記名押印する。

第4章 役員

(役員)

第20条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上5名以内とし、1名を代表理事とする
- (2) 監事 1名

2 役員のうち、役員配偶者若しくは3親等以内の親族が、役員総数の3分の1を超えてはならない。

3 監事は、理事又はこの法人の職員をかねることができない。

(選任)

第21条 理事及び監事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。ただし、必要あるときは、会員以外の者から選任することができる。

2 代表理事は、理事の互選による。

(役員任期)

第22条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された者の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

3 増員により選任された理事の任期は、在任理事の任期の残存期間と同一とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(理事の職務及び権限)

第23条 代表理事は当法人を代表し会務を統括する。

2 理事は、職務を分担して執行する。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事はいつでも理事及び職員に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の管理状況を調査することができる。

(解任)

第25条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事の解任決議は、総社員の半数以上であって、総社員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

第5章 計算

(事業年度)

第26条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第27条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎年度開始日の前日までに代表理事が作成し、直近の社員総会において承認を受けるものとする。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、社員総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。

(事業報告及び収支決算)

第28条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、定時社員総会に提出し、第1号の種類についてはその内容を報告し、第2号及び第3号の書類について承認を受けなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 貸借対照表

(3) 損益計算書

2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、定款および社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の不分配)

第29条 当法人は、剰余金の分配はしないものとする。

(残余財産の帰属)

第30条 当法人が精算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人若しくは公益財団法人又は特定非営利活動法人に贈与するものとする。

第6章 附則

(最初の事業年度)

第31条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成27年3月31日までとする。

(定款に定めのない事項)

第32条 この定款に定めのない事項については、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令に定めるところによる。

施行年月日 平成26年7月17日

改訂年月日 平成26年8月13日

上記は、当法人の現行定款に相違ありません。

平成26年8月13日

一般社団法人 北海道フロアボール普及プロジェクト

代表理事 梅田 弘胤